

令和7年第3回 安芸太田町教育委員会議録

| | | | |
|----------------|--|----------------------------------|----|
| 招 集 年 月 日 | 令和7年3月18日（火） | | |
| 招 集 場 所 | 川・森・文化・交流センター3階 視聴覚室 | | |
| 開 閉 会 日 時 | 開 会 | 令和7年3月18日（火）午後1時30分 | |
| | 閉 会 | 令和7年3月18日（火）午後2時42分 | |
| 出 席 ・ 欠 席 委 員 | 出席委員 | 大野正人・池野博文・清胤祐子・河本千絵・小田純子 | |
| | 欠席委員 | | |
| 職務により会議に出席した者 | 教育次長 | 園田哲也 | |
| | 課長 | 瀬川善博 | |
| | 主幹 | 清水裕之 | |
| | 主幹 | 亀岡圭太 | |
| 会議に付した事件及び採決結果 | 議案第6号 | 安芸太田町遠距離児童・生徒通学費補助金交付規程の一部改正について | 可決 |
| | 議案第7号 | 安芸太田町放課後児童クラブ条例施行規則の一部改正について | 可決 |
| | 議案第8号 | 安芸太田町立学校職員衛生管理要綱の一部改正について | 可決 |
| | 議案第9号 | 安芸太田町学校・園・所支援ボランティア実施要綱の制定について | 可決 |
| | 議案第10号 | 県費負担教職員の任免その他の進退の内申について | 可決 |
| 報告協議事項 | 1 令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検、評価について 2 教育振興基本計画の策定について | | |

【 議 事 録 】

日程第1 開会

(午後1時30分開会)

教育長)

皆さま、本日は全員出席でございます。本日の会議の議題はお手元のとおりでございます。議案・報告・協議のうち公開になじまないものがございましたら、最後に回して審議したいと思っておりますがいかがでしょうか。

清胤委員)

議案第10号県費負担教職員の任免その他の進退の内申については人事に関する案件ですので審議は非公開が適当ではないかと思っております。

教育長)

他にご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

教育長)

それでは、ただ今の清胤委員の発議について採決いたします。議案第10号県費負担教職員の任免その他の進退の内申については公開しないという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成と認めます。従いまして、議案第10号を公開しないで審議することといたします。

日程第2 教育長報告

(以下の項目について報告)

1 3月の学校園所、教育長の状況

- ① 予算審査特別委員会 (2月28日～4日)
- ② そろばん教室6年生表彰 (4日)
- ③ 3月定例議会本会議 (6日)
- ④ 筒賀小学校防災フェス (7日)
- ⑤ 町立中学校卒業証書授与式 (8日)
- ⑥ 県立加計高等学校卒業式 (9日)
- ⑦ 第35回けんみん文化祭芸北地区フェスティバル山県大会 (9日)
- ⑧ 公民館運営協議会 (10日)
- ⑨ 加計高校体験活動報告会 (11日)
- ⑩ 第2回教育振興基本計画策定委員会 (12日)
- ⑪ 放課後子ども教室運営委員会 (12日)

- ⑫ 図書館運営協議会（13日）
- ⑬ 文化財保護審議会（14日）
- ⑭ 保育所・認定こども園卒園式（15日）
- ⑮ 園所長研修会（17日）
- ⑯ 教育振興基本計画策定委員会答申（18日）
- ⑰ 教育委員会会議（18日）
- ⑱ 町校長研修会（18日）
- ⑲ 小学校卒業証書授与式（19日）
- ⑳ 春分の日（20日）
- ㉑ 全国高校総合体育大会広島県実行委員会総会（21日）
- ㉒ 郡教研運営委員会（27日）
- ㉓ 図書館会議（28日）
- ㉔ 退任式（31日）

2 3月定例議会一般質問

(1) 通告2番 小島 俊二 議員

○中学校クラブ活動の地域移行について問う

- ・国や県からの地域移行に関する何らかの動きがあったか
- ・広島県の地域移行の状況はどうか。安芸太田町の状況は
- ・町の今後の取組内容について問う
- ・町として指導者の雇用が必要では

○令和7年度当初予算における町行政の課題解決について

- ・給食費、保育料無償化に係る予算について

(2) 通告4番 末田 健治 議員

○川・森・文化交流センター及び加計体育館の保全方針

- ・川森文化交流センターの年間利用状況と利用実態
- ・加計体育館の年間利用状況と利用実態
- ・町外からの利用も多く改修が必要と思われる

(3) 通告6番 大江 厚子 議員

○支援が必要な子どもへの学校生活・学習の保障について

- ・現状と現在の支援について問う
- ・支援の課題について

(4) 通告7番 斎藤マユミ 議員

○川・森・文化交流施設について

- ・経年劣化の対応は、図書館の将来像は

(5) 通告8番 大江 昭典 議員

○教育振興について

- ・安芸太田町教育振興計画について
- ・学力定着・体力向上への様々な施策について

○防災について

- ・雪害について
- ・危機管理体制について

教育長)

何かご質問等ございませんでしょうか。

(意見なし)

日程第3 議案

教育長)

議案第6号安芸太田町遠距離児童・生徒通学費補助金交付規程の一部改正についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

瀬川課長)

(安芸太田町遠距離児童・生徒通学費補助金交付規程の一部改正について説明)

近年の猛暑や大雪などの異常気象や野生動物出没による児童の通学の安全性を確保するため、小学校でのスクールバス利用対象範囲を4キロから2キロに広げての運行に係る補助金の一部改正について

教育長)

何かご質問等ございませんでしょうか。

清胤委員)

近年の異常気象や動物の出現など安心安全をとって、処置を取られるのは非常に良いことだと思いますが、反面これまで歩いていたものが歩かなくなるとか、物事の裏表があると思います。児童生徒の体力や思い作りなど歩いているうちにいろんなものに出会っていたものが出会わなくなるなどいろいろあると思いますので、社会科見学とか遠足などで歩くことを主眼として、できれば歩くことを積極的に取り入れていただくようにお願いします。

池野委員)

自動車通学とありますが、路線バスと自家用車利用を想定しているのですか。

瀬川課長)

自動車通学については、今までスクールバス運行路線で乗られる場合については、スクールバスで通学しますが、それ以外の路線で新たに対象区域を広げることでスクールバスの運行路線でないところについて今回、自動車通学も補助を出すという形になります。規程のスクールバス路線から外れるところの対象地域での自動車通学については、2キロ当たりで年に26,000円位の補助を行うものでございます。基本的には2キロでもこれまでの路線は維持しつつ、それ以外の路線で飛び地になります筒賀の対象地域では、小原、萩原が新たに2キロ以上対象としたものとなります。

河本委員)

自家用車で送る地域ばかりではないと思うのですが、学校までは行かないけれどスクールバスのバス停までは送るとか、そういうことはなく学校まで送ることが条件なのでしょうか。

園田次長)

現在の状況を調べると、2キロ以上の方のところについては、保護者が送っているのが

実態です。車を持っていないとか、いろんな家庭状況があれば、今のところ想定はしていませんが、今後考える必要はあります。加計小学校の殿賀便は、始発が殿賀が最初になり、上殿や戸河内の方が弾力化であって加計小学校に通うと選択された場合は、始発まで保護者の方が連れてきていただければ、そこからスクールバスに乗っていただけるような対応を合わせてしようという形になっております。

教育長)

それではお諮りいたします。議案第6号安芸太田町遠距離児童・生徒通学費補助金交付規程の一部改正についてを原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成です。議案第6号安芸太田町遠距離児童・生徒通学費補助金交付規程の一部改正については原案のとおり可決されました。

教育長)

議案第7号安芸太田町放課後児童クラブ条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

園田次長)

(安芸太田町放課後児童クラブ条例施行規則の一部改正について説明)

「放課後児童クラブにおける開所時間の考え方について」子ども家庭庁通知による開設時間の表記の一部改正について

教育長)

何かご質問等ございませんでしょうか。

小田委員)

現状で、午後6時過ぎて7時まで残られる方はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。

園田次長)

日によって違いますが、筒賀については、毎日7時まで数人の児童が残っております。加計については、割とお迎えが早く、週に1、2日は2名の児童が7時まで残っております。

教育長)

他にはございませんでしょうか。

(意見なし)

教育長)

それではお諮りいたします。議案第7号安芸太田町放課後児童クラブ条例施行規則の一部改正についてを原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成です。よって議案第7号安芸太田町放課後児童クラブ条例施行規則の一部改正については原案のとおり可決されました。

教育長)

議案第8号安芸太田町立学校職員衛生管理要綱の一部改正についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

清水主幹)

(安芸太田町立学校職員衛生管理要綱の一部改正についてを説明)

化学物質管理者及び保護具着用管理責任者の設置に関する一部改正について

教育長)

何か質問等ございませんでしょうか。

河本委員)

資格とか管理者とか資格講習を受けることについてはないのですか。

清水主幹)

リスクアセスメント対象物を製造する会社、事業所につきましては講習が必要です。取り扱っているところについては、義務は生じておりません。

教育長)

他にはございませんでしょうか。

(意見なし)

教育長)

それではお諮りいたします。議案第8号安芸太田町立学校職員衛生管理要綱の一部改正についてを原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成です。よって議案第8号安芸太田町立学校職員衛生管理要綱の一部改正については原案のとおり可決されました。

教育長)

議案第9号 安芸太田町学校・園・所支援ボランティア実施要綱の制定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

園田次長)

(安芸太田町学校・園・所支援ボランティア実施要綱の制定について説明)

保護者、地域住民、学生等が様々な特技・趣味を活かして、町内園所・学校現場での保育・教育活動を支援するボランティア人材の確保に関する要綱制定について。

教育長)

何かご質問等ございませんでしょうか。

河本委員)

部活動の地域移行における講師に話が出てくるのですが、実質、時間的に難しい。勤められる人とか時間帯に部活動があるので、実際のところなかなか見つからないと思いますが、学校の部活動の担当が、手薄になることはないのですか。

清水主幹)

ありません。あくまでもボランティアという事で実際どのくらいの人が賛同していただけるかは分かりませんが、学校、部活動の責任は学校にありますので、部活動の顧問が中心となって活動を進めていくのが原則となっています。

教育長)

他にはございませんでしょうか。

(意見なし)

教育長)

それではお諮りいたします。議案第9号安芸太田町学校・園・所支援ボランティア実施要綱の制定についてを原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成です。よって議案第9号 安芸太田町学校・園・所支援ボランティア実施要綱の制定については原案のとおり可決されました。

日程第4 報告・協議

教育長)

報告・協議1 令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検、評価についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

瀬川課長)

(令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検、評価について説明)

教育委員会は、権限に属する事務の管理及び執行の状況について、令和5年度事業の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成することについて

教育長)

何かご質問等ございませんでしょうか。

池野委員)

要望を含めてなのですが、各市町村教委での課題は、個別最適な学びを実現することと不登校の事です。小中学生300人くらいの中で不登校の子どもが各学校に一人ずついるような状況の中で、それについての記述がありません。去年も指摘したのですが、来年度については今SSRに取り組まれていることも踏まえ、不登校は大きな課題だと思います。来年度の事業については記述を加えていただければと思います。

園田次長)

不登校等の問題については、先日議会の方でも支援が必要なお子さんの所で課題があることについて答弁しているところです。SSR等も含めて、来年度新たに町費でSSR的な所に対応しようと新たな取り組みも始めておりますので、しっかり評価していただくよう担当と共有しながら、評価をいただきたいと考えています。

河本委員)

AとBしかなかったのですが、実際、項目としてはどのように課題として出てきたらまた次という事に繋がると思うのですが、実際思うようにいかないこともあるし、厳しい評価が出ることもあるのではないかなと思うのですが、項目では出てこないのでしょうか。

瀬川課長)

事前にこの評価の中以外の事業評価という形で評価を入れないものを事前に各委員さんにお配りさせていただいて、このABCDの評価を事前に収集してA評価いくらB評価がいくらという事で評価が多いものを、AとBとして評価しています。その中でも、C評価もいただいた事業もあります。事業評価としてほとんどがA評価、B評価、C評価というものがあって、基本的には学校関係でいきますと、16、17ページ奨学金の貸付基金の運営事業、実際A評価が1、B評価が9、C評価が1ございまして、一番多いB評価にしておりますが、C評価として、奨学金の貸付の部分として貸付金があるのですが、今全国では給付型の制度化したところもあり、給付型も取り入れてはどうかというところも意見もいただき、前向きな制度として取り組んで欲しいという意見もあり、C評価を頂いた事業もあります。各委員さんから意見をいただきながら、意見を取りまとめた総合評価がこちらのA評価、B評価という形で分けているものでございます。

河本委員)

AとかBとかの下に、成果と課題とかの文章がありますが、その中に今おっしゃったようなことを入れていくか、課題として取り組んでいって欲しいという意見を文章の中で表現されたらいいのではないかなと思いますが、私も子どものアンケートとかに答える時に、割と良いとか、どちらかというの良いみたいなのが一番選びやすく、ちょっと否定的なところって躊躇することがあります。実際、書きづらいことを書いてくださっているというのは非常に有難いことだと思いますので、目に触れることが出来たらより良い方向に繋がるのではないかなと思います。

瀬川課長)

評価いただいた部分に関してご意見いただいたことについては、令和6年度については、どう踏まえていくかというのは考えさせていただき、課題という部分についても評価をいただいたものについては、標記をさせていただきたいと思います。

小田委員)

中学校で英語検定を全員が補助金を利用して受けられたとありましたが、これまで受けた人が一生懸命勉強して受けて、勉強しなくても全員受けたという形で、合格率とか、受けたくない人も補助金によって受けるのはどうかと思うのですが、補助金によって全員頑張っただけに対して勉強していたというのがあればいいと思いますが。

瀬川課長)

英語検定3級合格を目指しているところです。補助金として基本的には全学年について英語検定3年生時の3級合格到達に向け実施させていただいております。国が定めている3級検定合格者が50%以上を目指して実施をさせていただいており、実際参加できない生徒も1名、2名おられる状況がございますので、ALTの活動の一つとして、英語を積極的に取り入れながら、個々にあった英語力を高めようとして取り組んでおりますし、英語科の教員と個別的な指導をしながら最終的に合格率向上に向けて取り組んでいきたいと思っていますので、補助制度は引き続き行っていきたいと考えています。

教育長)

それでは、報告・協議2 教育振興基本計画の策定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

園田次長)

(教育振興基本計画の策定についてを説明)

安芸太田町教育振興基本計画検討委員会から「安芸太田町教育振興基本計画」の策定についての答申を受け、協議について

教育長)

何か質問等ございませんでしょうか。

池野委員)

指標を外されるというようなことを以前聞いたと思うんですが、指標が無ければ現状分析なり将来振り返りが困難になるような気がするんですがその辺はいかがですか。

園田次長)

基本計画を実行していくためには、一定程度の指標が必要ですし、それに対して目標達成度が無いとこの計画ができたということにはならないと思います。ここの指標があまりにも膨大すぎるというところと事務局への大きな負担、事務局だけでなく、教育現場全体に学校保育所等を含めたところに向けて負担を考えてこの指標をこなすだけの形になってしまわないといけないことでもあります。皆さんに分かりやすい指標を定め、この目標を達成するためにどのような指標が必要なのかはこれから協議を進めてまいりたいと思います。基本計画を実行するために必要な指標というのは、今後、現場と一緒に協議をしながら取りまとめていき、指標を取りまとめるにあたっては、教育委員会においてご意見もお聞きする場も設けたいと思います。住民の皆さんにこの指標を示して、町として教育委員会としては、目標を持ってその現場と一緒にこの基本計画を遂行するもの示していきたいと思っています。

池野委員)

指標が高い目標を与えると非常に厳しいのですが、指標を定義されると有難いと思いますし、パブリックコメントがかなりの数あるという事は非常に喜ばしいことかと思えます。

清胤委員)

国の計画が基本という事なので大いなる大きなものになっていると思うのですが、安芸太田町は小さくて、でも温かい町づくりという事で、実施にあたっては、ぐっと絞った安芸太田町ならではの実施の仕方、これを大事にしないと背伸びをして何もかも中途半端になりかねないので、大きな市町の真似をしたりするのではなく、安芸太田町という温かい小さな町づくりに沿ったぐっと絞った取り組みが絶対大事だと思います。

園田次長)

今のご意見については、検討委員会でも同様なものをいただいております。基本計画は、既に安芸太田町が行っている部分について、大部分の所を網羅しているような形で計画させていただいておりますし、今後、概要版とか安芸太田町の特徴を生かした表に出せるようなものにして、ここをしっかりとやっていくことを皆さんに見てもらえるようにしていきたいと思っております。

河本委員)

ほとんどが今までやったことであれば、中学校の授業活動がこの中のここにあるよと見て具体的に納得、思えるようなものだったらいいなと思います。文字が並んでいると、ちょっと読むのがしんどくて、それこそ背伸びして言われたけど、全部入れなくてはならないようなものが並んでいるような感覚を受けるので、もったいないです。実際、やっていたことがほとんどなのであれば、小学校のこれはここで、中学校の時のこのことがこれだよっていうで、今必要なのはここだよっていう感じに捉えられるほうがずっと入ってくるし、これを簡素化したとしても、ずっと入ってこない気がして、大変なものも重々わかっているのですが、気持ちが伝わらないと思いました。

園田次長)

文字が並んではいるのですが、かねてから取り組んでいる協調学習についてもここにあるように、別途で国の指針とは別に謳わしていただいているものもあります。実際、ここが上手く関連付けや紐づけられたりするよう、今後、検討委員会でもあった意見を分かりやすい物にする形で、教育長も小学生、中学生に意見を聞いていますので、小学生、中学生にわかるようなものを作り、皆さんに示していく思いを持っております。

池野委員)

教育大綱では非常にそういう意味では分かりやすい言葉が使われていたと思うのですが、振興計画ではなかなか制限があるでしょうが、できるだけわかりやすい言葉で皆様から受け入れられるようにしていただければなと思います。

小田委員)

ここでやっていることなのですよと言われても、町民の方はそれが分からないと思いますので、これはほとんどやっていることを付け加え、これぐらい出来ているのだけど、ここ

をもうちょっと今後やっていくみたいな所が分かるように作られたほうが良いと思います。

教育長)

教育振興基本計画については、今まで詳細型っていうのはありませんでしたので、まずそれを作ることが初めだと思います。その上で分かり易く説明していき、これはこういう事に関連していくという丁寧な説明が必要だと思います。アンケートもしておりますし、意見も聞かせていただいております、フィードバックしないといけませんので、他の事も含めて丁寧に返していきたいと思っていますので、ご意見等いただければありがたいと思います。

園田次長)

教育基本計画は段々スケジュールが詰まっており、教育長の力を借りながら進めてまいりますので、事務局でもご意見をもらっていますし、当然、不適切な文言があるかもしれませんが、バージョンアップを図っていきたくと考えておりますので、ホームページにアップして、不適切なところが有ったとしたらバージョン2, 3含めて内部で協議をして、皆さんにお諮りしながら進めていきたいと思っています。

教育長)

その他質問等ございませんでしょうか。

(意見なし)

教育長)

以上で本件の審議を終わらせていただきます。続いて先程公開しないと決定いたしました議案第10号について審議を行いますので、傍聴席の方はご退席をお願いします。

議案第10号 (非公開により審議)

議案第10号 県費負担教職員の任命その他の進退の内申について
広島県教育委員会人事内申について

教育長)

本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。
次回の教育委員会議の日程調整をお願いします。

(次回の教育委員会議の日程調整)

4月18日金曜日ということをお願いします。
以上で令和7年第3回教育委員会議を終わります。ありがとうございました。

(午後2時42分 閉会)